# きゃっちぼーる

第 171 号 平成 17 年 9 月 日 前 田 勝 昭 公 認 会 計 士 事 務 所 名古屋市中区金山 1·15·10 三井生命ビル8 F

Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

http://www.maeda-cpa.com/

### **前田の**〈ちょっと経営を考えよう〉第 170 回

平成17年ももう9ヶ月が過ぎました。

今年の目標は達成できましたか、夢は果たせそうですか?

あと3ヶ月、目標に向かって気張ってください。

ところで、前アサヒビール会長の樋口氏が社員の意識改革のために実行した仕事十則をお送りします。 ⇒あと数ヶ月を実りある月とするために実行させてください。

#### 《仕事十則》

- 一、基本に忠実であれ。基本とは、困難に直面したとき、志を高く持ち、初心を貫くこと。常に他人に 対する思いやりの心を忘れないこと。
- 二、口先や頭の中で商売をするな。心で商売せよ。
- 三、生きた金を使え。死に金を使うな。
- 四、約束は守れ。守れないことは約束するな。
- 五、できることとできないことをはっきりさせ、「YES」「NO」を明確にせよ。
- 六、期限のつかない仕事は「仕事」ではない。
- 七、他人の悪口をいうな。悪口が始まったら耳休みせよ。
- 八、毎日の仕事をこなしていくとき、「今、何をすることが一番大事か」ということを常に考えよ。
- 九、最後までやり抜けるか否かは、最後の一歩をどう克服するかにかかっている。これは集中力をどれ だけ発揮できるかによって決まる。
- 十、二人で同じ仕事をするな。お互いに相手がやってくれると思うから「抜け」ができる。一人であれば緊張感が高まり、集中力が生まれてよい仕事ができる。

特に一・四・六・八・九番には十分に心してください。

## 前田の《今人生を語る》第77回

9月11日はいよいよ衆議院議員の選挙の投票日ですね。

色々「改革選挙」と言われていますが、国会での意責任な発言、具体的な説明のない改革 (メリット・デメリットもわかりません)、そしてただ勝つためだけの候補者選び (自分の意 に替同する人だけを選別する)。

こんな人が引き続き、総理大臣になる日本の10年光はまさに悲劇の国となる予慮がします。

#### ソフトウェアの経理処理

鳥居功一

◆ パソコンのソフトウェアは、一部のサーバー用アプリケーションを除き、一般的に使用されるビジネス用・業務用アプリケーションの低価格化が進み、ほとんどが 10 万円を下回る価格で購入できるようになっています。

今回は、一般的なソフトウェア関係の処理について解説します。

#### (1) 単独で購入すると5万円程度するソフトが組み込まれたパソコンを35万円で取得した場合

最近のパソコンは購入時にアプリケーションソフトが組み込まれているものが一般的であり、ハード 部分とソフト部分が一体不可欠のものとして販売されています。もし、そのパソコンに組み込まれてい るソフトと同様のものが単体で販売されており、その価額が明確であったとしても、パソコンの価額か らソフト部分の価額を抜き出すことはできません。

したがって、このケースのパソコン 35 万円は減価償却資産の器具備品として取り扱うことになります。 (耐用年数4年)

#### (2) 販売管理用ソフトウェア(9万円)と給与集計用ソフトウェア(18万円)を購入した場合

ソフトウェアの資産区分については、平成12年度の税制改正により、平成12年4月1日以後取得分は減価償却資産である無形固定資産とされたため少額の基準は10万円未満となります。

したがってそれぞれの処理方法は

- ・販売管理用ソフトウェア (9万円) ⇒少額の減価償却資産であるため全額損金算入
- ・給与集計用ソフトウェア (18 万円) ⇒一括償却資産の損金算入制度又は中小企業者等の少額減価 償却資産

### (3) 開発を外部委託したソフトウェアの取得価額 開発委託費用+引取運賃・組込費用等

区分	耐用年数
ソフトウェア	
複写して販売するための原本	3年
その他のもの	5年

#### (4) 自社製作したソフトウェアの取得価額

製作のために要した材料費や人件費等を合理的に区分して抽出した費用のほかにそのソフトを事業の 用に供するために直接要した費用も含まれる。

# (5) 機械を 1,000 万円で購入し、さらにこの機械の性能を十分に発揮させるためのソフトウェアの取得費用として 300 万円を支払った場合

設備に固定的に組み込まれていて、最低限そのソフトウェアがなければ設備そのものが作動しないような基本的なソフトウェアは設備そのものですから機械の取得価額に含めなければなりません。このケースのソフトウェアがその機械のいわゆる基本ソフトといわれるものでない場合は、無形固定資産に該当し、自社で使用するため5年の耐用年数で償却することとなります。

#### (6) 自社製品の宣伝用ホームページを開設するため他社にホームページの製作費用を支払った場合

一口にホームページといってもその内容はさまざまです。単なる会社案内、告知にとどまるものから、データベースと組み合わせたアプリケーションとして動くものまであります。またホームページというのは常に更新していなければ意味がなく、原形を1年以上とどめていることはまずないでしょう。このような観点からホームページは単なる企業や新製品のPR目的のページとデータベース機能を統合したページの2つに分けて考えます。

前者は広告宣伝費または販売促進費として、その支出時の費用として損金の額に算入することができます。また後者のような高度な機能を有するホームページを製作するにはホームページそのものの製作とは別に、データベースやネットワークとアクセスするためのコンピュータプログラム (ソフトウェア)の製作が必要となります。

したがってこのようなホームページの製作を他社に委託した場合には、ホームページそのものの製作 費用とプログラムの作成費用とを区分し、後者に係る費用については無形固定資産として資産計上し、 5年の耐用年数を適用することとなります。